

議案第 48 号

財産の取得について

多可町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分条例（平成 17 年多可町条例第 58 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 4 日提出

多可町長 吉 田 一 四

- 1 財産の種類 動産（物品）
- 2 財産の名称 新庁舎に係る備品類（事務机・椅子類）
- 3 品名及び数量 事務机 1 9 3 点・事務椅子 3 3 2 点
- 4 取得の金額 2 0, 1 3 2, 7 1 2 円
（うち消費税 1, 4 9 1, 3 1 2 円）
- 5 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 6 契約の相手方 兵庫県小野市本町 21 番地
オー ज्या 商事株式会社
代表取締役 柳 田 吉 亮